

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01219

研究課題名(和文)古代ローマにおける賃約(locatio conductio)と「奴隷労働」

研究課題名(英文)"Slave labour" and locatio conductio in Ancient Rome

研究代表者

五十君 麻里子(IGIMI, Mariko)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：30284384

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文):当初は契約と奴隷労働との二重の労働供給システムを対象とする予定であったが、ローマではこれが自明であったこと、家(familia)を生活保障の場と捉えると自由人と奴隷との間に明確な差はなかったことが明らかとなったため、研究対象を解放奴隷へとシフトした。その結果、奴隷は解放された後も元主人の下に残り、その庇護と扶養を受けて生活を続けたこと、扶養義務は遺言によって元主人の相続人にも承継されたこと、さらに相続人と解放自由人との合意による扶養内容の変更には、とりわけマルクス・アウレリウス帝によって厳格な手続きが定められ、生活保障機能が公に強化されたこと、が判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在進行する「働き方改革」により、失われる職場の「居場所」あるいはセーフティネットとしての機能を、ローマでは家が担っていたこと、またその保護には奴隷のみならず解放奴隷までもが浴していたことが、本研究で明らかとなり、この方面での対策が急務であることが社会的に認知されるべきであろう。また、奴隷が解放されて自由人となった後も、元主人のもとに残ったのは、従来のローマ法研究では、元主人への労務(opera)提供のためと考えられてきたが、解放奴隷自身が元主人の扶養を受けるためでもあったことを明らかにしたことは、大きな学術的意義を有する。

研究成果の概要(英文):The research shifted its focus to the "safety net" function of familia for the freedmen, from the dual workforce providing system of locatio conductio and slavery, because the dual system itself was obvious for Romans and the difference between freedmen and slaves was not significant from the viewpoint of the welfare of the vulnerables. As a result, it was found that, the freedmen stay at their former owner's familia even after their manumission in order to be provided with their maintenance, the duty to provide maintenance was succeeded by the heir of the former owners by will, and the alteration of the maintenance was strictly controlled, especially by the procedure introduced by Marc Aurel.

研究分野：ローマ法

キーワード：解放奴隷 働き方改革 生活保障 familia

1. 研究開始当初の背景

民法 623 条以下「雇用契約」の起源はローマ法の *locatio conductio operarum* である。*locatio conductio* (賃約) は 4 つの諾成契約の一つであり、雇用のみならず賃貸借、請負も包含していたが、現代の雇用契約との関係では、行為能力を有する被用者が、雇用者と平等・対等の関係で契約条件等について合意し、債務関係を構築するものであり、近代法で古典的雇用契約と言われる。これに対し、産業革命を経て人間の実質的平等に疑問が呈せられるに至り、社会法としての労働法が成立した事は、よく知られるところであるが、さらに、我国で労働者を実質的に保護して来たのは「終身雇用」制度であると言える。

ところが、現在の日本では終身雇用制度を相対化しようとする動きが高まっている。研究開始当初、「長時間労働の是正」「解雇の金銭解決」「同一労働・同一賃金」に集約された安倍内閣(当時)提唱の「働き方改革」も、また、相次いで制定・改正された「労働契約法」「派遣労働法」や「労基法改正案」なども、かような流れを汲むものであった。確かに対等な当事者同士が契約内容を自由に設定する諾成契約としての雇用契約の観点からは、終身雇用制度は異質であり、賃約から発展した諸外国の制度とも異なるのであるから、労働三権は保証した上でこれを「正常」な状態にしようという考え方は理解できる。

しかしながら、終身雇用制度は本当に「特異」なのか。ローマの社会において、重要な財産である奴隷の価値を保全し、奴隷から最大限の労働を引き出すために、主人が奴隷を家(*familia*)に取り込んで保護することが、社会保障の存在しない古代において、その役割を果たしていたと理解することもできよう。古代ローマにおいては、*locatio conductio* と奴隷制が並存してこそ、十分な労働力が確保され、他方、奴隷のいわゆる「生存権」が保障されたのではないが。

このように、研究開始当初まさに進展していた「働き方改革」において排除されようとしていた「終身雇用」をローマの視点から検討しようとするものであった。

2. 研究の目的

本研究は、進行中の「働き方改革」に、ローマ法の経験はいかなる示唆を与える事ができるか、明らかにすることを目的としていた。

当初は、賃約と奴隷労働との二重の労働供給システムを対象とする予定で、終身雇用制度と奴隷制の類似性を指摘することを目指していた。しかしながら、労働供給の手段が契約に限られないことは、ローマでは自明のことであり、言及される場面はない。また、家を生活保障の場と捉えると、「自由」という身分は明確な基準とはならず、自由身分であるはずの解放奴隷までもが、家の保護を受けていることが明らかとなった。

そこで、現代の「働き方改革」において見落とされている、従来の「職場」が有していた、居場所やセーフティーネットとしての機能に着目する方向で研究をシフトさせると共に、自由人でありながら家の庇護を受ける解放奴隷にフォーカスを当てることとなった。

3. 研究の方法

ローマ法研究の中心はなんと言っても、いわゆる『ローマ法大全』、とりわけ『学説彙纂』に含まれる諸法文のエグゼゲゼである。本研究では、学説彙纂 3 4 巻 1 章「扶養と食料の遺贈について」と学説彙纂 2 巻 1 5 章「和解について」8 法文序項～2 5 項とを主な史料として、法文の分析を行った。

他方、最近の解放奴隷に関する研究書である H. Mouritsen, *The Freedman in the Roman World* や J. A. Tamayo Errazquin, *Libertis Libertabvsque. El fideicomiso de alimentos en beneficio de libertos en Digesta y Responsa de Q. Cervidius Scaevola* を参考にしつつ、古代ローマにおける解放奴隷の生活状況について検討を深めた。

当初の研究計画では、国際学会での報告や海外での史料収集、海外のローマ法研究者との意見交換等を計画していたが、折からの COVID-19 感染拡大の影響で、これが叶わなかった。そのため、研究期間を延長するとともに、研究成果の英語による発信に力を入れた。本来英語は、ローマ法研究において中心的な言語とは言えないが、ローマ法研究者でない一般の読者への訴求力はより高いと言える。日本の現状との比較においてローマ法を論ずるには、英語での執筆が有効と判断した次第である。

また、国内での研究発表の過程で、従来、生まれながらの自由人であることを欲して裁判に訴えたものと理解されていたいわゆる「ユスタ事件」について検討する機会に恵まれ、次の研究への大きな足掛かりを得ることとなった。

4. 研究成果

(1) 学説彙纂34巻1章について

学説彙纂34巻1章は扶養(alimenta)の遺贈を扱う章だが、そこには項に分けると47を数える法文があり、このうち扶養権利者が明確なものは33法文、このうち実に23の法文において、扶養権利者は解放奴隷と明示されていることが明らかとなった。また残りの11法文にはlibertus(解放奴隷)という文言はないものの、その名前等は扶養権利者に指定されている者が解放奴隷であることが判明した。すなわち扶養の遺贈において一般的に想定されていたのは、解放奴隷を権利者とするものであったのである。

他方、扶養の内容を見ると原則として食料、衣類、住居が含まれ、まさしく人間の生活に必要な衣食住を指すことがわかった。またこれらの給付方法として、例えば日毎といった極めて短いものもあり、「扶養料」としてではなく現物支給、しかも同居を前提とするものである可能性が現れてきた。しかも、同章の各法文は、そのような扶養義務が、元主人の遺言によって、元主人の相続人や信託受贈者に継承されていたこと、またそうしてはじめて紛争が生じていたことを示唆する。

従来、解放奴隷が解放後も元主人の下にとどまったのは、元主人に対して労務(opera)を提供するため、と理解され、奴隷は解放後も元主人の搾取を受けていた証左としてしばしば言及されてきた。ローマ法学においても、この観点から解放奴隷のoperaに関する研究はなされてきたが、今回の研究によって、解放奴隷の側にも扶養を得るといった利益が存在したことが明らかとなった。

また、扶養権利者の範囲は、主人が直接解放した解放奴隷にとどまらず、拡大傾向にあったことも確認された。学説彙纂34巻1章16法文序項においては、遺言者が、父の解放奴隷の解放奴隷を「わたし達の解放奴隷」と呼び、庇護を与えていた可能性が示唆されている。主人に従属して生きてきた奴隷が、解放を機に突然自立して生活を送ることは困難だったことが想像される。とりわけ家内奴隷や農場奴隷ら、自ら取引することに慣れていない者は、何らかの生活保障を必要としていた。そのような者にとってのセーフティネットは、元主人の家だったのである。

(2) 学説彙纂2巻15章8法文序項～28項について

学説彙纂2巻15章は「和解」を扱うが、その8法文はその全体で「扶養の和解」を扱い29の項に分かれている。ただしここでいう「和解」は現代の法律用語と異なり、扶養内容の変更についての合意を指すものであった。当事者は、相続人と扶養権利者、すなわち学説彙纂34巻1章の分析を通じ多くの場合解放奴隷であり、元主人が遺言で解放奴隷のために設定した扶養の内容を、元主人の相続人が「わずかなもので満足し」がちな解放奴隷と合意して変更する場合について、マルクス・アウレリウス帝の元老院演説に基づいて定められた厳格な手続きが論じられるのである。

そこでは法務官の介入の射程、裁定にあたって判断すべき要素、すなわち扶養内容変更理由(causa) 変更後の内容(modus) 扶養義務者・扶養権利者双方の人物(persona) さらには裁定手続を経ずに為された扶養内容変更合意の取り扱い、が詳細に扱われていたことが明らかとなった。このことから、解放奴隷の扶養が単に元主人と解放奴隷との個人間の問題にとどまらず、皇帝が介入するほどの社会問題へと発展していたことがわかる。すなわち個人間の給付からの離脱を公が制限することによって、社会保障の萌芽のようなものがローマに見られたと言えるのである。

(3) ユスタ事件について

上記のような知見をもとに、1940年台から多くのローマ法研究者によって分析されてきた、ヘルクラネウム発見の蝋板文書TH13-30に再解釈を加えた。同蝋板のうち解読可能な史料は、3通の再出頭問答契約と7通の陳述書であり、5通はユスタが生来自由人と、2通は同人が解放奴隷であると証言するもので、ユスタの母の元主人の寡婦テミスとユスタの間の紛争に関する文書であることがわかっていた。これについて従来、ユスタは自らが生来自由人であることを主張して争っているものと理解されてきたが、本研究によって、ユスタがむしろ元主人の解放奴隷として生活保障を望んでいたとの解釈を提示し、多くの「謎」を解明した。これが次の研究課題へと発展し、現在ローマ法最高峰の研究誌であるサヴィニー雑誌への投稿を準備中である。

このように、従来のとおりわけ元首政期ローマにおける解放奴隷観を一変する研究成果を得ることができたといえるであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 五十君麻里子	4. 巻 87-3
2. 論文標題 古代ローマにおける扶養に関する和解をめぐる手続について—マルクス・アウレリウス帝演説に基づく公的介入—	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 33-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Mariko Igimi	4. 巻 -
2. 論文標題 Universal lessons from Roman law	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Impact	6. 最初と最後の頁 69-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 五十君麻里子	4. 巻 86(3)
2. 論文標題 古代ローマにおける解放奴隷の扶養に関する一考察：Q. C. スカエウォラ法文学説彙纂三四巻一章一六法文一項を手掛かりに	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Mariko Igimi	4. 巻 May edition
2. 論文標題 Reception and beyond: Observing current social issues in Japan from the perspective of Roman law	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Open Access Government	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Mariko Igimi	4. 巻 September edition
2. 論文標題 Reception and beyond: Observing current social issues in Japan from the perspective of Roman law 2	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Open Access Government	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Mariko Igimi	4. 巻 January edition
2. 論文標題 Law focus: A girl who wanted to be a freed slave	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Open Access Government	6. 最初と最後の頁 328-329
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Mariko Igimi
2. 発表標題 A Legal Dictionary from Year 1883. A Story behind the Reception of Civil Law in Japan
3. 学会等名 Asian Law Institute (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Mariko Igimi
2. 発表標題 Libertis Libertabusque relicta alimenta
3. 学会等名 Societe International de Droit de l'Antiquite (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 五十君麻里子
2. 発表標題 日本における近代家族法の変遷とその負の遺産
3. 学会等名 Jeju Kolloquium (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 五十君麻里子
2. 発表標題 家族・働き方・奴隷労働 史的観点から見た現代日本の諸問題
3. 学会等名 九州法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 五十君麻里子
2. 発表標題 ユスタ事件再考
3. 学会等名 日本ローマ法学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Ulrike Babusiaux, Mariko Igimi (ed.)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Boelau Verlag	5. 総ページ数 230
3. 書名 Messages from Antiquity. Roman Law and Current Legal Debates	

〔産業財産権〕

〔その他〕

Universal Lessons from Roman Law
<https://www.ingentaconnect.com/content/sil/impact/2020/00002020/00000009/art00025>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------